

お客様各位

京都北都信用金庫

## 財形預金規定の改定について

平素より、京都北都信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。  
当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下の通り財形預金規定を改定いたしますので、  
ご案内申し上げます。

## 記

## 1. 改定する規定

- ・ 財産形成積立定期預金規定
- ・ 財形住宅預金規定
- ・ 財形年金預金規定

## 2. 改正日

令和6年5月7日

## 3. 改定内容

財産形成積立定期預金規定	
新	旧
4. (利息) (3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第6項により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。 <u>&lt;削除&gt;</u> )によって1年複利の方法により計算します。	4. (利息) (3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第6項により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。 <u>ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u> )によって1年複利の方法により計算します。

財形住宅預金規定	
新	旧
4. (利息) (3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日（継続をしたとき	4. (利息) (3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最

<p>は最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます&lt;削除&gt;)により1年複利の方法により計算します。</p>	<p>後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)により1年複利の方法により計算します。</p>
--	--

財形年金預金規定	
新	旧
<p>4. (利息) (3) ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。&lt;削除&gt;)によって1年複利の方法により計算します。 ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。&lt;削除&gt;)によって計算します。</p>	<p>4. (利息) (3) ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって1年複利の方法により計算します。 ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算します。</p>

以上